

第3章 自然と共生しみんなで創る ゆとりある安心安全のまち

第1節 防災対策の推進

施策の目標

自然災害による被害の防止・縮小、強靱な地域づくりを推進し、安全確保に向けた地域防災の体制強化、海岸・河川の保全、治山事業の推進に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災・減災対策を推進します。

施策の展開

(1) 総合的な防災体制の確立

自然災害による被害の防止・縮小、強靱な地域づくりのため、事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。

また、住民及び国・北海道等の関係機関との情報共有や医療機関との連携を図り、緊密な連携と協力による総合的な防災体制の充実を図ります。

(2) 地域での防災力の強化

地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。

(3) 災害に備えた備蓄の整備

災害発生時の物流機能の停止を想定し、公的備蓄のほか、家庭内備蓄や自主防災組織等による地域内備蓄の取り組みを推進します。また、災害備蓄計画の見直しを行うとともに、個人や地域では賄いきれない資機材についても計画的に整備し、避難所の資機材や避難生活に必要な備蓄の配備充実を図ります。

(4) 治山・治水対策の推進

土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策をはじめ、護岸の整備、山地災害防止など治山・治水対策を進めます。

第2節 安心・安全な環境づくりの推進

施策の目標

身近な生活環境を守るため、消防体制の強化、生活様式の多様化による犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、交通安全への意識の高揚に努め、住民の暮らしのニーズに対応した環境づくりを推進します。

施策の展開

(1) 常備消防・救急体制の充実

老朽化した消防施設の整備を行うとともに、消防車・救急車等車両・資機材の計画的な導入や更新、多種多様化する事案に対応する訓練及び研修により、消防力を強化します。

(2) 消防団の活性化

消防団の重要性等に関する住民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上等、消防団活性化対策を進めます。

(3) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

住民や各団体を対象とした防火講習・消火訓練・救命講習を積極的に実施し、火災予防・初期消火・救命率向上に関する知識を普及・啓発します。

(4) 交通安全意識の高揚と施設の整備

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転根絶のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など住民の交通安全意識の高揚を図ります。

また、交通の安全を確保するため、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進め、必要に応じて信号機等の設置を関係機関へ要請します。

(5) 防犯意識の高揚

町内会や事業所、学校等での自主的な地域安全活動を促進するため、警察や関係機関との連携のもと、啓発活動や情報提供等を進め、意識の高揚を図ります。

第3節 環境保全の推進

施策の目標

自然環境と調和した持続可能な循環型社会を形成するため、ごみの分別・リサイクル活動や CO₂ 削減に積極的に取り組み、住民が生涯にわたって快適に暮らせる生活環境づくりを推進します。

施策の展開

(1) 環境保全意識の高揚

環境保全にかかわる啓発活動や環境学習を積極的に進め、住民の環境保全意識の高揚を図ります。

(2) 地球温暖化対策の推進

公共施設等の節電やエネルギー使用量抑制に継続して取り組み、CO₂ の排出量の削減に努めることで、地球温暖化対策を推進します。

(3) ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。

(4) ごみの減量化・リサイクル活動の促進

住民や事業者の自主的な分別排出やリサイクル活動を促進し、ごみの減量化を進めます。

(5) ごみの不法投棄の防止

広報紙等の啓発活動を通じて警察や町内会等と連携して、不法投棄の監視体制の強化を図ります。

第4節 生活環境の整備

施策の目標

調和のとれた住空間づくりを目指し、あらゆる世代に適応した住みやすく耐震性のある住宅環境の形式を促進するとともに、水道施設等の維持管理と安心安全な水の安定供給に努め、ゆとりある生活に欠かせない生活環境の整備に努めます。

施策の展開

(1) 生活排水施設の整備

住民の理解と協力を求めながら、公共下水道施設の更新や個別排水施設の整備を進めるとともに適正な管理に努めます。また、既に供用を開始している区域については、下水道への接続を促進します。

(2) 水道事業運営の基盤強化

老朽化した水道施設の改善を図り、事務事業の合理化、水道施設維持管理の効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

(3) 公営住宅の整備

だれもが安全で安心して暮らせる住まいづくりなど総合的な居住環境の向上を目指し、老朽化した公営住宅等の建て替えや改善を図ります。

(4) 空き家対策の推進

空き家の実態把握に努め、所有者の空き家に対する適正な管理や意識向上を促すとともに、空き家の有効活用の推進や安全性の低下した危険空き家対策に努めます。

(5) 公園・緑地の整備

安全性の確保と利用率の向上に向け、既存公園施設・設備の適正な管理に努めます。

(6) コミュニティ施設の整備

地域住民のふれあいの場や活動の場として、老朽化したコミュニティ施設の整備を推進するとともに、既存施設の維持管理に努めます。

(7) 町有財産の利活用

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に努めるとともに遊休財産の外部への情報提供等を行い、有効活用・利用促進に努めます。

第5節 道路・交通・通信基盤の充実

施策の目標

広域的アクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、住民の身近な公共交通機関の充実を進めます。

施策の展開

(1) 国道・道道・町道の整備

広域的な交通アクセスの向上に向け、主要道道や高規格幹線道路の整備促進をはじめ、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請します。

また、国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。

(2) 安全で快適な道づくりの推進

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。

また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

(3) 公共交通機関の充実

住民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、公共交通機関の維持・確保、利用者の利便性の向上に努めます。

(4) 情報通信基盤の整備

地域の活性化を図るうえで重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進します。

第6節 住民参画によるコミュニティ活動の推進

施策の目標

住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、住民参画のまちづくりを目指すとともに、地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取り組みを支援します。

施策の展開

(1) 協働のまちづくりに向けた住民参画の仕組みづくり

住民の多種多様なニーズによる課題に対応し、住民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、住民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりを進めます。

(2) 広報・広聴活動の充実

広報誌やホームページを活用し、情報の共有に努めるとともに、住民の意見やアイデアを取り入れるため、広聴活動等を進めます。

(3) コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性、活動の状況等についての啓発を行い、地域活動をはじめ、各種行事への参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供に努めます。

(4) 町内会活動の活性化

ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向けた自主的活動を支援します。